

# 1930年代における初等教育の教科課程改造

## — 教育審議会における「幹事試案」の構造の再検討 —

井 上 兼 一

### はじめに

本稿は、1937（昭和12）年12月に第一次近衛内閣に設置された教育審議会（総会・特別委員会・整理委員会によって構成－筆者注）において、論議された初等教育の教科課程案について再検討を試みるものである。

この当時の教科課程の再編については、教育審議会や国民学校に関する数多くの先行研究において言及されてきている。すなわち、第5回整理委員会において提示された幹事試案や第10回整理委員会で後藤文夫委員から提出された国民学校教科課程案の検討、そしてそれに関する審議会委員の発言の整理のほか、案の修正についての考察がなされている。また、第10回総会で可決された答申、さらに国民学校令及び同施行規則で規定された教科・科目の構造について述べられている。

ところで、幹事試案をめぐる委員の発言については、否定的な意見を多く見て取ることができる。議事録からは、試案の内容が委員にとって了承できないものであったと推察される。例えば、この試案の提示を契機として、教科課程の再編や合科教授の採用をめぐる繰り返し審議の俎上にあげられ、議事が取捨していないことからそのことを窺い知ることができる。

それでは委員たちにとって、どのような点が受け入れがたかったのであろうか。この疑問に答えるためには、筆者は教育審議会で提示された案と議事の経過を検討するだけでは不十分であると考え、その検討は必要なことであるが、それよりも同審議会が設置される以前に構想されていた学制改革案やその

際に再編されようとしていた教科課程の構造などを確認した上で、幹事試案と対比する作業が必要になってくると考える。この作業を通じて両者の相違点を考察することにより、構造上の特徴やそれが孕んでいた問題点が浮き彫りになると思われる。

この検証作業を進めるために、本稿では教育審議会が発足する直近の学制改革構想に着目する。すなわち、1936（昭和11）年に義務教育年限を6年制から8年制に延長して、教科課程の再編を推進した平生鈺三郎（1866－1945）文部大臣（以下、「平生文相」と略称）の構想である。平生文相の構想は、広田内閣の解散により実現しなかったが、教育審議会での改革案や論議に徹底している。また平生文相の構想を受けて、様々な研究団体が制度改革案や教科課程案を公表している。本稿ではこれら初等教育の教科課程改造案をふまえ、幹事試案と対比する作業を通じて、その特徴や内包していた諸問題について検証する。

## 1. 先行研究の概観

わが国の1930年代半ばにおける学制改革について、とりわけ初等教育の教科課程の再編について論じている先行研究については、数多くの成果が公刊されてきている<sup>1)</sup>。特に尋常小学校から国民学校への改革に関しては、教育審議会に焦点が当てられて、そこに提出された幹事試案などの教科課程案の分析を行うというのが論証の手続きとして一般的である。そして、それらの案にまつわる審議会委員の発言の整理や案の修正過程の検討のほか、答申と国民学校令及び同施行規則に示された教科・科目の構造について言及されている。先行研究の蓄積については、幹事試案をめぐる議事の経過、合科教授が総合教授と表現が変えられて低学年での実施に修正されたこと、そして教科課程の構造の変化などを理解するためには一定の成果を挙げてきたと評価することができる。

しかしながら、筆者にとっては、「なぜ幹事試案に対して委員の辛辣な批判が集中したのか」という疑問が拭えないでいる。そもそもこの試案とは、どのような経緯で作成され、審議会に提出されたのであろうか。相澤熙によれば、「最初の初等教育特別委員会では田所委員長の下に数回意見の交換を行ったが、在来の教育制度論が多く、一向現文部当局の希望する内容革新の核心に触れて

来ないので、伊藤（原文ママ、「伊東」－引用者注）は別に一個の改革案を作り、七月六日（昭和十三年）之を幹事試案と称して特別委員会に提出した<sup>2)</sup>という。

その性格については、「幹事試案とは、伊東（「延吉」－引用者補足）を幹事長とする審議会幹事等の手になった試案という意味だが、実際は伊東が思想局長以来の省内の教学刷新グループと教育調査部の日田権一等を相手に練り上げたもので、著しく最近の教育理念及びその実際を盛り込んだ、文部省としては可なり急進的なものであった<sup>3)</sup>と評されている。また、その内容については、「現状に比してあまりに急進的なもの、現状からかけ離れたものであった<sup>4)</sup>」ため、林博太郎を委員長とする整理委員会にかけて、修正することになったと審議会の経過が述べられている。

ここで教育審議会の運営について確認しておくが、同審議会は総会・特別委員会・整理委員会によって組織されている。それらは、「下位に進むにしたがってより具体的な実質審議がなされ、そこで上位の会議に上げる原案が作成された。教育審議会の最終決定機関は総会であるが、その原案（答申案）は特別委員会が決定し、特別委員会の原案はその中のテーマ別整理委員会で検討する<sup>5)</sup>」という関係であった。はじめに筆者は、第5回整理委員会（1938年7月1日）で幹事試案が提示されたことを述べたが、そこでは試案の提示と説明だけであった。正式な審議の俎上にあげられたのは、相澤が言及した第18回特別委員会（7月6日）であり、そこから本格的に試案の検討が進められた。

話を戻すが、相澤が指摘したように同試案が当時において急進的かつ現状からかけ離れた内容であったならば、試案のどこに問題があったのか探究することは、カリキュラム研究において重要な課題であると考ええる。

本稿の目的は、この試案を再検討することにあるが、先行研究に倣って教育審議会に提出された案を検討する前に、平生文相在任時に定められていた尋常小学校の教科課程、そして研究諸団体によって作成された改造案について考察する。すなわち、試案の構造の特異性を理解するためには、同審議会の設置以前における学制改革構想の内実について確認する必要があるからである。

平生文相の構想については、文部省内で原案が作成され、また新聞紙上に掲載されたため、その内容は国民に広く理解されていたと思われる。この構想に

については、1937年1月には、「義務教育を法制化する義務教育法案をもつくり、これを議会に提出する」<sup>6)</sup>運びになっていた。また、各閣僚の承認を得て、1938年度から実施の目途が立っていた。しかし、「内閣更迭があり議会への提出は不可能となり、そのために必要な金額を予算から削除して終わってしまった」<sup>7)</sup>という。その後、発足した内閣では学制改革は進展しなかった<sup>8)</sup>が、教育審議会において教育制度の全体的な刷新に向けての審議が再びなされることになったという経緯がある<sup>9)</sup>。

さらに、当時の教育関係者にとっては、平生文相の構想の実現を要請する声が大きかったことを指摘しておこう。それに関する動向として、当時について、「この間民間においても学制改革問題が種々論議され、義務教育年限延長についても拡充方策をつくって論じていた」<sup>10)</sup>と指摘されている。どのような団体が論議していたかと言えば、その代表的なものとしては、「平生鈺三郎文相による義務教育年限延長法案の成立を求める運動を行うなど、対外的な意見表明に関しても積極的であった」<sup>11)</sup>帝国教育会が挙げられる。また、東京高等師範学校のほか、関連する諸学校の出身者によって組織される茗溪会も案を公表していた。これらの研究団体から提案された教科課程案というものは、当時の教育関係者が平生文相の構想をどのように受容していたのかを理解する手立てとなるであろう<sup>12)</sup>。

さらに、例えば『帝国教育』誌上においては、1936年7月の「義務教育延長促進同盟」の結成<sup>13)</sup>について紹介されるほか、その他の教育関連雑誌においても、義務教育の年限延長のほか、小学校教育の内容の改善に関する論考を確認することができる。こうした一連の動向は、当時における学制改革に期待を寄せる人々の関心の高さを物語っていると言える。

先行研究における初等教育の教科課程案の検討については、教育審議会における幹事試案がその出発点となっており、同審議会の発足前における学制改革の文脈や繋がりについては十分に目配りされていない状況である。そのため、同審議会の設置前における教科課程案を検討することは、幹事試案に見られる構造の特質やそれが有していた問題点を明らかにしてくれるものと考えられる。

本稿では、まず平生文相在任時における尋常小学校の教科課程を確認する。

次に平生文相の構想をふまえて研究諸団体が作成した教科課程の改造案について考察する。最後に、幹事試案の構造の特質とそれが孕んでいた問題点を実証的に検証する。

## 2. 平生文相在任時の尋常小学校教科課程及び学制改革構想

### (i) 1936年当時における尋常小学校教科課程

本節において、まず平生文相在任時に定められていた教科課程の構造（資料1）について概観しておく。

この当時は、1900（明治33）年に改正された小学校令及び同施行規則が適用されていた。この法令については、1907（明治40）年に義務教育年限が延長され、尋常小学校では6年制となり、それにとまって教科課程が修正された。この教科課程は、何度も中改正がなされており、教授内容や教授時数は変更されたが、1941（昭和16）年3月の国民学校令施行規則に改正されるまで初等教育の基準になるものであったと考えられる<sup>14)</sup>。

資料1「尋常小学校の教科課程」について、これは1907年の改正に加え、1919（大正8）年と1927（昭和2）年の中改正をふまえて筆者が作成したものである。もともとの表記は、紙面上段から下段にかけて、第1学年から第6学年の教授内容と教授時数が示されている。しかし、本稿では後で提示する資料2～4と対比かつ考察が容易になるように、筆者が逆に表記して作成した<sup>15)</sup>。

なお、紙面の大きさの都合上、合わせて記すことができないが、資料1の欄外には「図画ハ第一学年第二学年ニ於テハ毎週一時之ヲ課スルコトヲ得」「手工ハ第一学年第二学年第三学年ニ於テハ毎週一時、第四学年第五学年第六学年ニ於テハ毎週二時之ヲ課スルコトヲ得」という注が記されなければならない<sup>16)</sup>。

1927年以降、尋常小学校の教科課程に関する改正がされていないため、平生文相が在任していた1936年当時は、資料1が尋常小学校に運用されていたと考えられる。

その特徴としては、第1学年から第6学年にかけて、7教科（修身、国語、算術、図画、唱歌、体操、手工）から11教科（修身、国語、算術、国史、地理、理科、図画、唱歌、体操、裁縫、手工）に段階的に増加するというものである。

資料1 「尋常小学校の教科課程」

合計	手工	裁縫	体操	唱歌	図画	理科	地理	国史	算術	国語	修身	日科教	
												学年	授時数
	簡易ナル細工	繕ヒ方 通常ノ衣類ノ縫 ヒ方、裁子方、	遊技及鏡技 教練 体操	唱歌 平易ナル单音	簡單ナル形体	植物、動物、鉦 物及自然ノ現 象、通常ノ物理 化学上ノ現象、 人身生理ノ初歩	前学年ノ他外国地 理ノ大要	前学年ノ続キ	比例 歩合算 (珠算)	日常須知ノ文字 及近易ナル普通 文ノ讀ミ方、書 キ方、綴リ方、 話シ方	道德ノ要旨	第六学年	毎週教 授時数
女三〇		三	三	二	女男 一	二	二	二	四	九	二	第五学年	毎週教 授時数
男二八	簡易ナル細工	繕ヒ方 通常ノ衣類ノ縫 ヒ方、裁子方、	遊技及鏡技 教練 体操	唱歌 平易ナル单音	簡單ナル形体	植物、動物、鉦 物及自然ノ現 象、通常ノ物理 化学上ノ現象	日本地理ノ大要	国史ノ大要	整数ノ計算 小数ノ計算 分数ノ計算 (珠算)	日常須知ノ文字 及近易ナル普通 文ノ讀ミ方、書 キ方、綴リ方、 話シ方	道德ノ要旨	第五学年	毎週教 授時数
女三〇		三	三	二	女男 一	二	二	二	四	九	二	第四学年	毎週教 授時数
男二八	簡易ナル細工	繕ヒ方 通常ノ衣類ノ縫 ヒ方、裁子方、	遊技及鏡技 教練 体操	唱歌 平易ナル单音	簡單ナル形体	植物、動物、鉦 物及自然ノ現 象、通常ノ物理 化学上ノ現象			整数ノ計算、小 数ノ唱へ方、書 キ方及簡易ナル 計算	日常須知ノ文字 及近易ナル普通 文ノ讀ミ方、書 キ方、綴リ方、 話シ方	道德ノ要旨	第四学年	毎週教 授時数
女二九		二	三	一	一	二			六	一二	二	第三学年	毎週教 授時数
男二七	簡易ナル細工		遊技及鏡技 教練 体操	唱歌 平易ナル单音	單形 簡單ナル 形体				整数ノ計算	日常須知ノ文字 及近易ナル普通 文ノ讀ミ方、書 キ方、綴リ方、 話シ方	道德ノ要旨	第三学年	毎週教 授時数
二五			三	一	一				六	一二	二	第二学年	毎週教 授時数
二五	簡易ナル細工		遊技及鏡技 教練 体操	唱歌 平易ナル单音	單形 (簡單ナル 形体)				千以下ノ數ノ唱 へ方、書キ方及 簡易ナル計算	發音ノ日常須知 ノ文字及近易ナ ル普通文ノ讀ミ 方、書キ方、綴 リ方、話シ方	道德ノ要旨	第二学年	毎週教 授時数
二三			四						五	一二	二	第一学年	毎週教 授時数
二三	簡易ナル細工		遊技及鏡技 教練 体操	唱歌 平易ナル单音	單形 (簡單ナル 形体)				百以下ノ數ノ唱 へ方、書キ方及 簡易ナル計算	發音ノ日常須知 ノ文字及近易ナ ル普通文ノ讀ミ 方、書キ方、綴 リ方、話シ方	道德ノ要旨	第一学年	毎週教 授時数
二二			四						五	一〇	二		毎週教 授時数

理科と裁縫は第4学年以降に配置され、国史と地理は第5学年以降に配置されている。

教授時数で工夫されている点としては、低学年における唱歌と体操が注目できるであろう。第1～第2学年においては、唱歌と体操の別々に時間が配当されず、両教科あわせて週あたり4時間が配当されている。また図画については、第5～第6年では男児に2時間、女児に1時間が配当されている。この教科で女児は1時間少ないが、その代わりに裁縫において第4学年では2時間のところ、第5～第6年では3時間に増えている。

## (ii) 平生文相の教科課程改革の方針

教育審議会の設置以前における学制改革の動向として、平生文相の構想を概観する。平生文相による学制改革については、『学制百年史（記述編）』において言及されるほか、八本木浄<sup>17)</sup>、久保義三<sup>18)</sup>、伊藤敏行<sup>19)</sup>によって取り上げられ、その政策決定についての進展が分析されている。

例えば久保においては、義務教育法案の条文内容や帝国議会での制定にむけての手続きの実態が明らかにされている。八本木においても、久保と同様に制度改革および政策の内容の検討が行われている。伊藤においては、小学校令から義務教育法案への改正作業に焦点が当てられ、条文の修正について考察されるほか、枢密院の介入により平生の構想が潰えた状況についても論じられている。これら先行研究においては、史料に基づいて制度改革や政策の変化について研究が進められている。しかしながら、それらの変化が教科課程の再編にどのように結びついたのかについては十分に論じられていない。

この点について研究が進められているのは、例えば井上兼一<sup>20)</sup>の論考があげられる。井上は、広田内閣の政局及び平生文相の動静をふまえ、義務教育年限延長と教科課程再編の実態について検討している。本節では、井上の成果を参考にして平生文相の改革の方針を確認しておく。平生文相による改革案の変遷については省略するが、彼の案が閣議を通過して実施が決定したのが1936年11月のことであった<sup>21)</sup>。その決定を受けて、文部省内では改革の最終案をまとめる作業を行ったと考えられる。

そこで作成された文部省原案について述べてみたい。井上によれば、この原案と目される史料として、文部省「義務教育の延長に伴ふ教育内容の改善」(昭和11年12月4日印刷)<sup>22)</sup>の存在が指摘されている。また、新聞紙上<sup>23)</sup>においても、平生自身の発言が取り上げられている。義務教育年限の8年制延長のねらいは、尋常小学校と高等小学校の教科課程を整理して、教育内容の重複を避けるなど、両者を一貫したものに改めることであった。

改革の方針について、前者の史料をもとに述べていこう。同史料については、大きく2つの項目に分けられる。すなわち、「第一 一般方針」と「第二 改正の主要点」である。前者については、6点の方針が挙げられている。そして、後者については、「甲 課程全般に就て」「乙 尋常小学校に就て」「丙 高等小学校に就て」と3項目に分けられ、まとめられている。

まず、「第一 一般方針」については次の通りである。すなわち、「一、義務教育の早期完了、詰込教授等により児童の健全なる発達を阻害せんとする傾向あるを改め、身体健康にして快活純真元気充実せる児童の育成を期する。二、知育と相並びて情意の陶冶及技能の習熟に力を用ひ、特に作業による教授を重んじ、人格の統一的発達に留意し、知育に偏するなからんことを期する。三、過多の教材を受動的に修得せしむる弊に陥ることなく、児童の発達に適應し其の興味と努力を喚起し得る教材を精選し、児童をして自ら進んで学習せしめ、教授の徹底を期する。四、郷土の体験を基礎とし、郷土に於ける自然及文化を総合的に理解せしむると共に郷土愛の精神を養ひ、漸次拡充して、国民生活の理解と国民としての自覚に導き、健全なる愛国心を啓培せんことを期する。五、児童各自の素質及境遇に応じて、適切なる指導を行ひ、特に高等小学校に於ては将来の生活に必要な職業的教養に留意する。六、学校生活の全般より道德教育を施し、特に協同一致、献身奉公の心情を涵養し、国民精神を体得せしめ、実践に導かんことを期する。」<sup>24)</sup>の6点である。

「改正の主要点」の「甲 課程全般に就て」については、尋常小学校と高等小学校の教科課程を整理して、全体を統一に改めることを基調としている。そして、「尋常小学校に於ては国民一般に須要なる基礎的教養を施し、中にも(原文ママ、「中でも」-引用者注)身体の養護と徳性の涵養に力を用ひ」<sup>25)</sup>る教育

を行うことが記されている。

また、「二、従来六箇年にて義務教育を完了せんが為に、尋常小学校に於て、已むを得ず授け来れる教材中、特に児童の理解に適し難きもの、及高等小学校の教材と重複せるものは之を整理し、且尋常小学校及高等小学校の全教科目に亘りてその教材を精選し児童の心身の発達に依じて適当に排列する。」「三、課程全般を通じて各教科、教材の連絡に注意し、特に修身と国語及歴史、歴史と地理、数学と理科、理科と実業及家事、図画と作業、実業と作業等の如きは最も緊密なる連関を保たしめ相互に補益せしめる。」など、具体的に改善の内容が示されている<sup>26)</sup>。

次に、尋常小学校の教科課程に関しては、「乙 尋常小学校に就て」にまとめられている。特に合科教授については、その第一項目に見ることができる。すなわち、「一、就学前の生活と学校生活との急激なる変化を避け、教科課程は初め之を総合的に統制し、児童心身の発達に伴ひ順を逐うて分科せしめ、然も全体として連絡統合を図ることゝした」<sup>27)</sup>と記載されている。

それに続いて、「1 第一学年に於ては特に教科目を分たず、合科的取扱を以て始め、総て児童の日常生活を中心として総合的に教授し、第二学期より漸次分科的取扱を始め、次で来る分科教授への素地を与へる。2 教科目別による分科教授は第二学年より始める。3 合科的取扱の継続として第二、第三学年に於ても説話及観察による教授を行ひ、神話、伝説、史談等により国民的情操の涵養に資し、且国史教授の素地を養ふと共に郷土の事物及現象等に就て観察せしめ、郷土を愛し、自然を楽しむの心情を養ひ又おのづから理科及地理の教授の基礎たらしめる。」というように、3つの要点が示されている<sup>28)</sup>。ただし、これらの実施が困難である場合は、当分の間は、従前の規定に依るとされている。これ以降の記述については、各教科の取り扱いや留意事項がまとめられるほか、教材の排列について方針が具体的に示されている。

ここまで概観してきた文部省原案の方針については、知育に偏重せず、郷土を対象とした教育や学校生活全般での道徳教育を通じて豊かな心情をはぐくみ、人格の統一的発達が目指されていた。また児童の発達段階を考慮した教材の精選と自発的な学習を促すほか、特に高等小学校においては将来に必要な職

業的教養を養うことがあげられていた。

教科課程の構造上の特徴としては、合科教授の採用が目される。すなわち、児童の就学前の生活と学校生活との急激な変化を避けるため、第1学年では教科目を分けずに合科的取り扱いを行うこと。そして第1学年第2学期より漸次分科的取扱を始めて分科教授への素地を与へ、教科目別による分科教授は第2学年から開始するという内容であった。また、教科課程全般を通じて各教科、教材の連絡がはかられていることも特筆できよう。修身と国語及び歴史、数学と理科のほか、実業及び家事、実業と作業など緊密に連絡をはかり、相互の教科学習の成果があがることを目指していたと思われる。

### 3. 研究諸団体による教科課程改造の提案

前節において、平生文相の学制改革構想の内実について概観した。文部省の動向と並行して、当時においては様々な研究団体においても学制改革について論議がなされていた。各団体における個別の活動や案の作成過程について論じる余裕はないが、機関誌に掲載された改造案を手がかりにして、諸団体の教科課程の構造の特徴について検討する。それにより、平生文相の構想をどのよう  
に教科課程に反映させ、具体化しようとしていたのか理解する。

まずは、帝国教育会教育調査会が作成した資料2「小学校教科課程改正案」である。ここでは、尋常科の教科課程だけを示している。

この改正案を作成した理由として「立案ノ趣旨」を確認すると、「尋常科第一学年ニ於テハ綜合的取扱ノ精神ヲ尊重シテ教科目ヲ配当シ、学年ノ進ムニ從ヒ次第分科的取扱ヲナシ、高等科ニ至リテハ、更ニ基本科目、増課科目（原文ママ、「増加科目」－引用者注）ノ運用ニヨリテ教育ノ地方化、實際化ヲ図ラントス」<sup>29)</sup>と示されている。

低学年について見てみれば、修身と国語、図画と手工を合わせて、時数が配当されている。ここに「綜合的取扱ノ精神ヲ尊重」していることを見て取ることができる。そして、上級学年になるにつれて、教科が分科することを確認することができる。例えば、直観科については、第2学年で数学が分科し、そして第5学年からは、国史・地理・理科というように分かれている。遊戯につい

## 資料2 帝国教育会教育調査会「小学校教科課程改正案（尋常科教科課程）」

合計	体育	音楽	裁縫	手工	図画	数学	理科	地理	国史	国語	修身	日科教	
												授時数	年学
女男 二二七	三	二	女 三	男 二	二	四	二	二	二	六	二	授時数	第六学年
女男 二二七	三	二	女 三	男 二	二	四	二	二	二	六	二	授時数	第五学年
	体育	音楽	手工		図画	数学	直観科			国語	修身		
二六	三	二	二		二	四	四			七	二	授時数	第四学年
二五	三	二	二		二	三	四			八	二	授時数	第三学年
	遊戯		手工		図画	数学	直観科			国語	修身		
二三	五		三			三	二			八	一	授時数	第二学年
	遊戯		手工		図画		直観科			国語	修身		
一八一三	四一六		三				四一五			七一八		授時数	第一学年

『帝国教育』第701号（1937年3月）64-65頁から筆者が作成した。

では、第3学年から音楽と体育に分かれている。さらに、図画手工については、第3学年から図画が分かれ、手工については第5～第6学年において、男子が手工を学び、女子が裁縫を学ぶというように工夫がされている。教科の種類について、第1学年に4教科が配当されていたが、第6学年までに11教科に分科していることを確認することができる<sup>30)</sup>。

次に、茗溪会教育制度改善委員会が作成した資料3「義務教育の内容改善案一(昭和十一年十二月)一」の特徴を検討する。

この改正案については、前書きが付されている。すなわち、「義務教育年限が八箇年に延長せられた場合に、その教育内容を如何に改善すべきかに就いて、若干の根本方針を列举し、その旨を具体化すべき方案を記し、それに基づく教科課程の参考案を掲げよう<sup>31)</sup>と記されている。「昭和十一年十二月」という表

資料3 茗溪会教育制度改善委員会「義務教育の内容改善案—(昭和十一年十二月)—」

	裁縫	体操	音楽	手工	図画	理科	地理	国史	算術	国語	修身	教科目	第六学年	尋 常 科
二二七	(三)	三	二	(二)	二	二	二	二	四	六	二	時数		
	裁縫	体操	音楽	手工	図画	理科	地理	国史	算術	国語	修身	教科目	第五学年	
二二七	(三)	三	二	(二)	二	二	二	二	四	六	二	時数		
		体操	音楽	手工	図画	郷土			算術	国語	修身	教科目	第四学年	
二六		三	二	二	二	四			四	七	二	時数		
		体操	音楽	手工	図画	郷土			算術	国語	修身	教科目	第三学年	
二五		三	二	二	二	二			四	八	二	時数		
		遊戯		作業		郷土			算術	国語	修身	教科目	第二学年	
二二		五		三		二			三	八	一	時数		
二〇八		(遊戯四)		(作業三)		(事物四)			(談話七)			授教的合綜	第一学年	

『帝国教育』第701号(1937年3月)69頁から筆者が作成した。

記があり、発表された時期を考慮すると、平生文相の構想の実現を期待して作成されたものと推察される。

この案の根本方針については、「一、徳育知育体育の均衡調和を期すこと」「二、郷土教育及び、作業教育の精神を採用して、教育内容の具体化と、その的確なる修得活用を期すること」「三、職業的陶冶を尊重し、実社会の生活に於て有為有能なる国民を養成すること。」「四、児童心身の発達に適応し、且つ家庭教育、学校教育及び社会教育の連絡を円滑ならしむるため、教科目を未分化、分化、統合の原則に基づいて配序すること」の4点があげられている<sup>32)</sup>。

これらの方針のうちで、教科課程の編成に関連するものとしては、方針「一」の第二項と方針「四」である。すなわち、方針「一」の第二項について、「知

育に就いては、その内容の過重、多岐及び重複を避けて合理的に調整し、且つ、注入的教授を改めて自律的能動的学習を促し、基本的、實際的な知能を確実に修得せしめること<sup>33)</sup>である。

そして、方針「四」については、「(一) 尋常科第一学年に於ては、その活動の未分化性に基づき且つ家庭教育及び幼稚園教育より学校教育への連絡を円滑ならしむるため、未分科的(合科的)教育を施すこと、但し全然の未分科主義は現今の小学校教師の実力に照して稍々危険を感ずるが故に教科内容を若干の項目に分ち、特にその総合的取扱を重視すること。(二) 尋常科第二学年より漸次に分科主義を採り、五六学年に至つて略々現行の教科課程と同一にすること。」<sup>34)</sup>というものである。

前述の文部省原案において、「第1学年では教科目を分けずに合科的取り扱いを行うこと」と記されていたが、本案における第1学年においては、教科目が設定されておらず、「(談話)(事物)(作業)(遊戯)」を「総合的教授」することが示されている。また、第2学年以降は、上級学年になるにつれて教科目が分科して、高学年(第5～6学年)において教科が現行の教科課程と同一のものになる(11教科)という特徴を持っている。

茗溪会教育制度改善委員会によって作成された教科課程の改正案の主旨や特徴をまとめてみれば、①尋常科第1学年では、その活動の未分化性を考慮して、総合的な取り扱いを重視すること(合科的な教育を施すこと)、②尋常科第2学年から教科学習を実施して、学年が進むに従って、順次教科が分科していき、高学年において現行の教科課程と同一の教科目配当になること、③児童の心身の発達に即して、家庭教育及び幼稚園教育より学校教育への連絡を円滑にすること、④教育内容の過重や重複を避け、注入主義の教育を改め、児童の自律的能動的学習を通じて、基本的、実際のな知能を習得させることである。

なお、海後宗臣によれば、当時の「教育内容について最も詳細に立案したものは茗溪会案<sup>35)</sup>であると評価されている。すなわち「郷土教育、作業教育、職業教育を教育の原理となし、教科目を未分化、分化、統合の原則に基づいて配序することとし、国民学校第一学年は未分化となし、第二学年より分化してほとんど現制に近きものとなり、高等科においては、人文科、理科、技能科、

実業科，体育科，家政科の五科または六科に統合せらるべしとした」<sup>36)</sup>とその特徴が記されている。

本節では、当時の学制改革に対して積極的に活動していた帝国教育会と茗溪会が考案した教科課程の改造案を中心に取り上げた。それぞれの団体による案は、平生文相の構想をふまえ、実現を目指したものであったと考えられる。とりわけ、第1学年における教育内容の合科的な取り扱い、高学年になるにつれて段階的に教科が派生して11教科に増加するという点では共通していた。また、教育内容の重複を避け、注入主義的な教育を改めること、そして児童の自律的かつ能動的活動を保障して知識の定着をはかることが特質として指摘することができるであろう。

#### 4. 教育審議会における幹事試案の構造の特質と内包する諸問題

広田内閣の解散後、後継の内閣において学制改革は進展しなかったが、近衛内閣に設置された教育審議会において、教育制度の全体的な刷新に向けての審議がなされることになった。青年学校に続いて初等教育についての改革が検討されたが、はじめに指摘した幹事試案の構造とその問題点はどこにあったのだろうか。

幹事試案は、具体的には「国民学校、国民実修学校要項」と表現され、修業年限（国民学校6年，国民実修学校2年，計8年）や教科などに言及した5項目の方針があげられている。そして、毎週教授時数案が示されている。両者は別々に表記されているが、ここでは資料1～3に倣って、同じような形式の表を作成して提示する。それが、資料4「教育審議会（第5回整理委員会）における『幹事試案』／国民学校教科（現在ノ尋常小学校ニ当ル）案」である。

資料4のように図示すると、これまでに論じてきた教科課程と構造の対比がしやすくなると思われる。それでは、幹事試案にはどのような特徴があるか検討する。

1つには、従前の教科構成を廃して新教科を設置したことである。すなわち、低学年（第1～第4学年）では、皇民科，自然科，訓練科の3科とし、高学年（第5～第6学年）では、皇民科，自然科，体育科，訓練科の4科とした（国

資料4 教育審議会（第5回整理委員会）における「幹事試案」  
 国民学校教科（現在ノ尋常小学校二当ル）案

計	体育科		訓練科		自然科		皇民科		教科目		高 学 年	
	衛生 教練	武道 体錬	音楽、 作業、 家事裁縫	書方、 作文、 行書、 行事、	地理 理科 教材	算数 理科 教材	東亜又 世界 教材	国語 教材	国史 教材	公民 教材		修身 教材
三〇	五		六		七		一一		時 教 案	毎 週 授 課	第 六 学 年	
三〇	五		六		七		一一		時 教 案	毎 週 授 課	第 五 学 年	
計			手 工、 唱歌、 習字、 作文、 図画、	遊 戯、 衛生、 体錬、 教 練、	礼 法、 行 事、	理 科 算 数 教 材	東 亜 又 世 界 教 材	国 語 教 材	国 土 教 材	国 史 教 材	修 身 教 材	低 学 年
二九			一〇		七		一一		時 教 案	毎 週 授 課	第 四 学 年	
二五			八		六		一一		時 教 案	毎 週 授 課	第 三 学 年	
二三			八		五		一〇		時 教 案	毎 週 授 課	第 二 学 年	
二二					二				時 教 案	毎 週 授 課	第 一 学 年	

〔教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録〕第1輯233-235頁から、筆者が作成した。教科目について、本来は右から皇民科・自然科・体育科・訓練科と記されているが、低学年との繋がりを考慮して体育科と訓練科を並びかえて表記した。

民実修学校ではさらに職業科が加わり5教科となる（筆者注）。例えば皇民科では、修身教材・国史教材・国土教材・国語教材・東亜又世界教材というように内容が括られている。

これについては、小学校令施行規則や文部省原案、研究諸団体が提案していた、学年が上がるにつれて教科が分科する発想と異なるものである。すなわち、高学年（第5～6学年）において教科が現行の教科課程と同一のもの（11教科）

になるという構造ではなくなっている。加えて、第1学年から第4学年までを低学年と捉えている点も理解しがたいところである。中学年という発想が見られず、発達段階を考慮したのかが不明である。

このような教科数にしたことについて、伊東幹事長は次のように説明している。すなわち、趣旨としては「人ヲ作ルト云フコトニ主眼ヲ置イタ」<sup>37)</sup>という。また、「従来ノ尋常小学校並ニ高等小学校ノ教科ノ配当ヲ見マスト、十数科目ガ唯横ニズラリト並ビマシテ、サウシテ大体ニ於イテ知識ト云フ立場カラ教育ヲシテ居ル」<sup>38)</sup>と、当時の教科課程（資料1）の現状を指摘している。それに対して試案については、「出来ルダケ大摺ミニシテサウシテ皇民科、訓練科、体育科ト云フ大キナ科目ヲ変設シテ行ツテ、其ノ中ニヤハリ知識ハ十分ニヤルト云フ意味ニ於キマシテ、修身、国史、国土等ノ教材ヲ之ニ入レテ、サウシテ統一シタ、成ルベク少イ学科目デ教ヘテ行ク、サウシテ之ヲ集メテ一ツノ人間のナ国民トシテノ錬成ヲヤツテ行ク」<sup>39)</sup>と述べている。

伊東によれば、このように少ない教科目を設定することにより、内容を統一して指導することが便利であり、人づくりにも良いことになりはしないか、と効果が期待される趣旨の発言がされている。

2つには、1点目と関連するが、例えば皇民科の場合、この教科の中に修身・国史・国土・国語・東亜又世界に関する教材が混在するという特徴を指摘することができる。従来は独立した教科であったものが、皇民科という1教科の中に教材として含まれたことが、審議会委員にとって違和感を覚える事項であったと考えられる。1つの教科に多様な教材を入れることについては、先の伊東の発言（脚注39）からも読み取れることである。

あらためて留意したいことは、新教科として設定された皇民科のもとに、従前の修身や国語という教科が独立した科目としてグループ化されたわけではなく、多様な教育内容がそれぞれの教科内に集約されたという特質を持っているのである。試案については、個々の科目の特性や知識の系統性については配慮されていなかったと思われる。

3つには、合科教授についての採用の意図が変質したことである。文部省原案や茗溪会案では、第2学年からの教科学習に円滑に移行するために合科教授

を第1学年に採用したが、伊東の説明ではそうした趣旨ではない。

例えば、幹事試案の説明において、伊東は次のように発言している。すなわち、「合科教授ト云フノハニツ若シクハ三ツ或ハソレ以上ノ科目ヲ集メマシテ、本人ニ出来ルダケ具体的智能ヲ啓発シテヤラウト云フヤウナ余リ細カク分レルコトカラ来ル弊害ヲ除去シテモット全的ニ『ゲザムト・ウンターリヒト』ト云フヤウナ訳デモノヲ教ヘテヤルト云フ立場ニタツモノデアリマス」<sup>40)</sup>。それに対して、試案については「所謂皇民科，自然科，訓練科ト分チマシタ趣旨ハ、実ハ人ヲ作ル、而モ皇国青年ヲ作ルト云フコトヲ最モ重大ナ主眼ニ致シテ是ハ組織」<sup>41)</sup>したと述べている。例えば、「皇民科ニ於キマシテハ、修身教材，国史教材，国土教材，国語教材，東亜及世界教材ト云フモノヲ入レマシテ，サウシテ是等ニ付テハ大体ニ於テ全部皇民ト云フ精神ヲ中心ニシテ考ヘテ行ク」<sup>42)</sup>と説明している。具体的には、修身であれば皇民意識をもった修養があり、国史であれば単に史実を明らかにするだけでなく、国体精神を重んじた歴史教育があり、地理であれば日本の国土について考えていく。さらに東亜及び世界教材についても同様の考え方で、「我が国ノ立場カラ見テ東亜ト云フモノヲ見，世界ト云フモノヲ眺メテ，ソコデ皇民科ト云フ教材ヲ成立タテセ（原文ママ，「成立サセテ」-引用者注）行ク，斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ル」<sup>43)</sup>と発言されている。

伊東によれば、皇民科については、皇民意識を形成するために必要な教材をその精神・観念にもとづいて統一かつ集約して、それらを教授して人づくりをするという発想である。

ところで、この合科については、茗溪会の案に説明が及んでいる場面を確認することができる。具体的な資料が紹介されず、伊東による口頭説明である。すなわち、「一寸見タノデアリマスガ、最下級デハ全体ガ合科，段々上ニ進ムニ従ツテ合科ノ程度ガ少クナツテ居リマス，五年，六年ニナルト今ノ文部省ノ横ニ排列シタ項目ノ形式ヲ執ツテ居ルヤウデアリマス…」<sup>44)</sup>と述べていることから、資料3のことと類推される。その議事については、茗溪会案と比べると試案の方が全体の国民を統一する内容になっているところが進んでおり、合科の効果を挙げることができるのではないかと考えている、と試案を評価する発言をしている<sup>45)</sup>。

この後の議事の展開について複数の委員が発言しているが、三国谷三四郎委員の発言を取り上げてみる。三国谷は、小学校の教科が非常に分科的になっているために教育上の欠陥があることを認め、試案の考えに対してある程度理解を示している。しかし、合科教育の実践の難しさや効果に対して懸念を持っている発言をしている。三国谷の学校に所属する若い先生の合科教育の成績状況を紹介しながら、次のように述べている。すなわち、尋常4年生に対して合科教育をやった成績は、合科教育をやらなかった成績の丁度半ばぐらいにしか達しないという<sup>46)</sup>。

そして、「尋常一年生ノ一学期位ハ合科教育ノ取扱ト云フモノガ相当有効ニ出来ルケレドモ、ソレ以後ノ学年ニ於テハ合科教育ト云フモノハ大シタ効果ガナイ、或ハ子供ノ能力ニ対シテ従来ヨリハ低下シタ成績ヲ見ルヤウナ結果ニナルヤウニ大抵實際教育家ハ見テ居ルノデハナイカ」<sup>47)</sup>と見解を述べている。また「一ツノ教科ト致シマシテ其ノ教科ノ内部ガ内面的ナ原理ニ依ツテ統制サレマシテ是ガ系統ノアルモノニナラナケレバ之ヲ一ツノ学科ニスルト云フコトハ無意味ニナリハシナイカ」<sup>48)</sup>と試案に対する疑問を呈している。このように、審議会委員からは厳しい意見が寄せられているのである。

4つには、この試案と連動した教科書の編纂問題を指摘することができる。上述した新教科については、1つの教科内に複数かつ多様な分野の教育内容を包含している。そして、こうした様々な教材が混在する教科書（総合教科書）を作成することが提案されていた。この教科書編纂の実現の可否が、議論を混乱させる要因であったと思われる。

伊東は教科書の編纂について、「従来ノヤウナ修身科教科書、或ハ国史教科書、地理教科書ト云フ風ナ唯別々ノ横ノ排列ダケノ教科書ヲ作ルト云フコトハシナイ考デアリマス」<sup>49)</sup>と発言している。この教科書の編纂構想についても、各委員から批判されている。

例えば、第19回特別委員会の様子を紹介する。西村房太郎委員は、教科編成に関連して、例えば皇民科をやる場合に修身、国史、国土、国語、東亜及世界といった教材を1冊の教科書に含めて行うことについて懸念を示している。すなわち、「知識ト云フ点カラ見ルト一冊ニ纏メテ教育ガ出来レバ非常ニ結構ダ

ト思ヒマスガ、(…中略…)此ノ御趣旨ニ付テハ全ク、賛成デアリマスガ、唯實際之ヲ行フト云フ上ニ於テ教科書ヲドウ云フ風ニスルカ、幾ツカニ分ケテヤルカ、サウ云フコトヲ考ヘマスト、非常ニ實際上ニ困難ガ横タハツテ来ハシナイカト云フ風ニ考ヘマス<sup>50)</sup>と述べ、質疑している。

これに対して伊東は、「確定的ナ決マツタモノガアル訳デハナイ<sup>51)</sup>」と言いながらも、「極ク低学年ノ初ノ所ハ無論一冊<sup>52)</sup>」にする方が良いと述べ、「或程度マデー冊デ行ク、学年ノ進ムニ従ツテ二冊ニスル、或ハ場合ニ依ツテハ三冊ニスル、或ハ国語ト云フヤウナ教材ニ付テハ何等カ特別ナモノヲ加ヘテ行クト云フ特殊ナ学科目ニ付テノ考慮モ必要<sup>53)</sup>」であると回答している。

このような教科書の編纂構想について、例えば資料4における第1学年の「毎週教授時数」を見てみると、「二一」という数値だけが表示されているが、ここには皇民科・自然科・訓練科の区切りはない。伊東の発言にあったように、これら3教科をまとめた1冊の教科書を編纂する考えであったと思われる。

こうした発想や回答に対して、西村は「アチラニ源平ノ話、コチラニ鎌倉時代ト云フ風ニ断片的ニナツテ、生徒ノ頭ニ我が国ノ歴史ガズツト纏マツテ入ルコトガ困難デアナイカ<sup>54)</sup>」と、系統性がない教科書では知識の習得が中途半端になる問題が生じることを心配している。そして、「一国ノ独立ノ基礎ニナル国語トカ国史ハ、ヤハリ教科書ヲ別ニシタ方ガ良イノデアナイカト云フ感ジヲ持ツノデアリマス<sup>55)</sup>」と個人の見解を述べている。

また、松浦鎮次郎委員も試案に対して「斬新ナ面白イ案<sup>56)</sup>」と評価はしているが、「問題ノ要点ハ如何ニ斬新ニシテ面白イ案デアリマシテモ之ヲ實際ニ行フ上ニ於テ本当ニ効果ヲ挙げ得ルヤウナ実行上ノ可能性アリヤ否ヤト云フコトニアル<sup>57)</sup>」と指摘している。そして、伊東が提案した教科書のあり方についても、疑問視した発言を行っている。

すなわち、「所謂皇民科ナラ皇民科ノ中ニ沢山ノモノガ含マレテ居ル、自然科ノ中ニ沢山ノモノガ含マレテ居ル、斯ウ云フコトデアリマスガ、是ハ例ヘバ教科書ヲ御作りニナルト云フ時ニドウ云フコトニナルノデアリマセウカ、(…中略…)其ノ中ニ色々ナモノガ融合サレテ居ルト云フカ、混合サレテ居ルト云フコトニナルト、ソレデ纏マツタ、統一シタ知識ト云フカ、訓練ヲ与ヘ

ルト云フコトニナルノデアリマセウカ」<sup>58)</sup>と伊東に問いかけている。

そして、「別々ニ分ケテ見レバ分ケタ学科ニシテモ其ノ間ニ教授スル上ニ先生ノ注意デ十分連絡ヲ執リ、教科書ニ於テモサウ云フモノヲ十分連絡ヲ執ルト云フコトニスレバ、無理ニ斯ウ云フ新シイ学科ヲ作ルト云フコトニスル必要ハナイノデハナイカ」<sup>59)</sup>と、教師が異なる教科の内容を関連づけて教授することや教科書そのものにおいても内容の連携をとることを提案している。その上で、「斯ウ云フコトニスルガ為ニ却ツテ現在ノ教育ヨリモ効果ヲ減殺スルト云フコトニナリハシナイカト云フコトガ非常ニ虞レラレル」<sup>60)</sup>と試案そのものを批判している。

その後、伊東の発言があるが、試案や教科書についての再説明がされ、他の委員との質疑応答が継続していく。先述の三国谷委員においても、「皇民科、自然科、訓練科ノ中ヲ見マスト、是デ系統ノアルーツノ教科書ニ作ルト云フトハ全然不可能デハナイカ」<sup>61)</sup>と教科書編纂について実現の不可能性を指摘している。

議事の経過についてはひとまずここで終えておくが、こうした議事発言のやり取りを通じて、資料4の幹事試案が既存の教科課程からその構造が著しく異なっていること、さらにそれに基づいて編纂される教科書の効果に対して疑問視する委員の姿が浮かび上がってくるのである。

以上のように、幹事試案の構造の特徴を指摘してきた。この試案自体は教科課程改革及び審議を進展させるものとして伊東幹事長から提案されたわけであるが、その構想は従前に文部省や研究諸団体において論議された教科課程案と一線を画す内容であったと言えよう。また、幹事試案には実現することが困難な要素を多分に含んでいたことが、幾度と無く審議の俎上にあげられ、論議が繰り返された理由であったと考えられる。相澤が指摘したように、幹事試案の内容があまりに急進的で、現状からかけ離れたものであったことが、審議を紛糾させたと考えられるのであろう。

本節を終えるにあたり、幹事試案をめぐる審議会の状況を描写している史料があるため、それを記してまとめにかえたい。伊藤文一によれば、「聞くところによれば、幹事会試案（原文ママ、「幹事試案」－引用者注）に於ては科目

制をすて、例えば修身・国語・国史・地理等は科目ではなくして、所謂教材であり、これ等は『皇民科』なる一教科に綜合するといふ立前であつたが『無雑作の綜合』は却つて、幼き魂をまよはせ、ために鍊成度を低下させる危険があるとの理由で、今日われわれの見る教則案が出来たとのことである。かくて、『上から下へ』と分枝化する体系が出来たのである<sup>62)</sup>と述べられている。

本節で取り上げた幹事試案をめぐる議事の内情や、その後の顛末を端的に表していると思われる。

## おわりに

本稿においては、教育審議会で検討された幹事試案を取り上げ、その構造の特徴やそれが孕んでいた問題点を明らかにするため再検討を試みた。その際、先行研究と異なる分析視点として、同審議会の設置以前に考案されていた教科課程案と対比するという作業を入れて論じることにした。

はじめに、平生文相在任時の学制改革構想を取り上げ、それが具体的な方針として結実した文部省原案の内容をふまえながら、当時の教科課程改革の趣旨を概観した。それによれば、義務教育年限を8年制に延長して、教材を整理・再編することにより、尋常小学校と高等小学校の教科課程を一貫したものにすることが企図されていた。その際、合科教授が第1学年に採用されたが、これは第2学年から開始される教科学習に円滑に移行するための措置であった。

次に、平生文相の構想と並行して検討されていた研究諸団体の教科課程案の内容を検討した。具体的には帝国教育会と茗溪会の案を中心に取り上げたが、平生の構想や文部省原案をふまえた内容であった。例えば第1学年について、教科内容を総合的に取り扱うように工夫されていた。そして第2学年以降は、上級学年になるにつれて教科目が分科して、高学年（第5～6学年）において教科が現行の教科課程と同一のものになる（11教科）という特徴を持っていた。これらは、児童の心身の発達段階を考慮した措置であったと言える。

そして、これらの改革案の内実を理解した上で、教育審議会で提案された幹事試案について検討を行った。資料4で確認したように、それ以前の教科課程案と著しく構造が異なるものであった。具体的には、①従前の教科を廃して新

教科（低学年〔第1～4学年〕では、皇民科、自然科、訓練科の3科とし、高学年〔第5～6学年〕では、皇民科、自然科、体育科、訓練科の4科）を設置したこと、②新教科（例えば皇民科）のなかに、既存の教科内容（例えば修身・国史・国語など）が教材として混在し、知識の系統性などを考慮せずに内容が構成されるという問題を指摘することができた。さらに③合科教授の採用の意図が変質したこと、④幹事試案と関連した教科書の編纂問題が背景にあったことを指摘した。

教育審議会で提案された幹事試案は、何度も審議の俎上にあげられて検討が加えられていた。議事が混乱して収束しなかった理由としては、同試案が有していた構造や改革の意図が、それ以前に検討されてきた案から著しく変容していたことを指摘することができた。そして、その実現化が困難であり、教育効果が未知数である総合教科書編纂の構想があったことについても言及した。

なお、総合教科書の編纂をめぐる議事の顛末や実際に編纂された教科書（特に低学年の教科書）の特質については、井上兼一<sup>63)</sup>によって論じられている。最終的には科目ごとに独立した教科書が編纂されたが、科目間の教材が共通性を有するよう工夫されたり、教材の目標や内容が関連するように配慮されていることが明らかにされている。

今後においては、批判を受けた幹事試案がどのような修正を余儀なくされたのか、また後藤文夫委員が提示した教科課程案の検討のほか、教育審議会の答申がどのような経緯で国民学校令及び同施行規則に具体化したのか、その過程について探究していきたいと考える。

## 注

- 1) 例えば、研究図書については、海老原治善『現代日本教育実践史』明治図書1975年、長浜功『国民学校の研究 皇民化教育の実証的研究』明石書店1985年、水原克敏『近代日本カリキュラム政策史研究』風間書房1997年、清水康幸・前田一男・水野真知子・米田俊彦編『資料 教育審議会（総説）』（野間教育研究所紀要第34集）1991年、米田俊彦『教育審議会の研究 教育行政改革－付 国民学校・幼稚園審議経過－』（野間教育研究所紀要第44集）

2002年などがあげられる。

研究論文については、小澤熹「教育審議会に提出された小学校制度改革に関する幹事試案」「教育審議会幹事試案の修正Ⅱ」『東北大学教育学部研究年報』第16・18集1968・1970年、天野正輝「国民学校教科課程における教科の『統合』と『総合教授』について」『東北大学教育学部研究集録』第7号1976年、下村哲夫「国民学校の成立と実態」『季刊 現代史』（第8号）現代史の会1976年、清水毅四郎「『合科・総合』教育論の系譜の研究（6）—国民学校期『総合授業』成立の経緯—」「『合科・総合』教育論の系譜の研究（7）—国民学校期『総合授業』成立の経緯—」『信州大学教育学部紀要』第66・67号1989年などがあげられ、枚挙に遑がない。

- 2) 相澤瀨『日本教育百年史談』学芸図書出版社1952年、458頁。
- 3) 同上、458頁。
- 4) 同上、459頁。
- 5) 清水康幸ほか編、前掲書、31頁。
- 6) 文部省『学制百年史（記述編）』帝国地方行政学会1972年、466頁。
- 7) 同上、466頁。
- 8) 広田内閣から近衛内閣の間にあつては、政局が安定しなかった。例えば、広田の後継内閣として宇垣一成は組閣の大命を受けたが、陸軍省・参謀本部の軍人たちの反対により、組閣それ自体ができなかった。また、林銑十郎内閣については、元老や政党との関係が悪く、短命であった。このような政治的混乱期であったため、学制改革も進展することができなかったと考えられる。「宇垣一成」「宇垣内閣流産事件」の項目、『国史大辞典』（第2巻）吉川弘文館1980年、44-46頁。「林銑十郎」「林内閣」の項目、同上書（第11巻）1990年、681-682、684-685頁を参照。
- 9) 海後によれば、平生文相によって提出された義務教育8年制実施計画要綱は、多くの人々の注目をひいたとある。しかし、要綱を得たのみで実現しなかった。その後、「直ちに国民学校案が八ヶ年の義務教育を実施せんとする計画を樹てた（原文ママ、「立てた」-引用者注）のであるから、平生文部大臣の提出した年限延長案が再びここに生かされた」と、教育審議会との関連

- について言及されている。海後宗臣『日本教育小史』講談社1978年（原著の出版は1940年），179-180頁。
- 10) 文部省，前掲書，466頁。
  - 11) 久保義三・米田俊彦・駒込武・児美川孝一郎編『現代教育史事典』東京書籍株式会社2001年。「帝国教育会」（米田俊彦執筆）の項目，185頁。
  - 12) 茗溪会については，積極的に学制改革について調査や報告，提言をしていたことを確認することができる。例えば，「学校系統案」（昭和3年），「国策の根本義としての文教の振興」（昭和10年），「教育機構改善案」（昭和11年），「教育制度改善案」（昭和13年）などが発表されている。また教育審議会の改革に対しても研究調査が進められていた。茗溪会百年史編集委員会『茗溪会百年史』茗溪会1982年，386-392頁を参照。
  - 13) 『帝国教育』第694号（1936年8月）55-63頁。
  - 14) 岡津守彦監修『教育課程事典（総論編）』小学館1983年。「日本の教育課程の歴史」2-21頁を参照。
  - 15) 文部省総務局調査課『調査資料第十一輯 国民学校並に幼稚園関係法令の沿革』太陽印刷株式会社1943年，453頁，529-530頁，613-614頁，696-697頁を参照。
  - 16) 同上，619頁。
  - 17) 八本木浄『両大戦間の日本における教育改革の研究』日本図書センター1982年。
  - 18) 久保義三『昭和教育史 上（戦前・戦時下篇）』三一書房1994年。
  - 19) 伊藤敏行「幻の法律案『義務教育法』-昭和戦前期における教育立法の勅令主義問題-」江藤恭二・篠田弘・鈴木正幸編『教育近代化の諸相』名古屋大学出版会1992年所収。
  - 20) 井上兼一「平生夙三郎の学制改革構想としての義務教育年限延長と教科課程の再編問題-低学年における合科学習の採用を中心として-」『中部教育学会紀要』第6号2006年。
  - 21) 広田内閣における七大国策の決定や文部省における義務教育年限延長案については，伊藤においても取り上げられている。伊藤，前掲論文294-297頁。

- 22) 石川準吉『総合国策と教育改革案－内閣審議会・内閣調査局記録－』清水書院1962年，資料篇951－955頁所収.
- 23) 「国民教育の画期的改革案／／知育偏重の弊を打破／小学教育の内容一新／年限延長と共に断行」『東京朝日新聞』（1936年12月6日付）.
- 24) 石川，前掲書，951頁.
- 25) 同上，951頁.
- 26) 同上，951頁.
- 27) 同上，952頁.
- 28) 同上，952頁.
- 29) 『帝国教育』第701号（1937年3月），64頁.
- 30) 同誌においては，「小学校制度案－（東京文理科大学案）－」（69－71頁参照）も掲載されている．教科の時数については数値が異なるが，教科課程の構造や特徴は，帝国教育会教育調査会が作成した案と類似していると思われる．
- 31) 同上，67頁.
- 32) 同上，67－68頁.
- 33) 同上，67頁.
- 34) 同上，68頁.
- 35) 海後，前掲書，183頁.
- 36) 同上，183頁.
- 37) 「教育審議会諮問第一号特別委員会第五回整理委員会会議録」，近代日本教育資料叢書 史料篇三『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第5巻（第1輯，第2輯）宣文堂書店1970年，220頁.
- 38) 同上，220頁.
- 39) 同上，221頁.
- 40) 「教育審議会諮問第一号第十八回特別委員会会議録」，近代日本教育資料叢書 史料篇三『教育審議会諮問第一号特別委員会会議録』第2巻（第5輯～第8輯）宣文堂書店1970年，35頁.
- 41) 同上，35頁.
- 42) 同上，35頁.

- 43) 同上, 35頁.
- 44) 「教育審議会諮問第一号第十九回特別委員会会議録」, 近代日本教育資料叢書 史料篇三『教育審議会諮問第一号特別委員会会議録』第2巻(第5輯～第8輯) 宣文堂書店1970年, 86頁.
- 45) 同上, 86-87頁を参照.
- 46) 同上, 91頁を参照.
- 47) 同上, 91頁.
- 48) 同上, 91頁.
- 49) 前掲, 「教育審議会諮問第一号第十八回特別委員会会議録」, 38頁.
- 50) 前掲, 「教育審議会諮問第一号第十九回特別委員会会議録」, 68頁.
- 51) 同上, 68頁.
- 52) 同上, 68頁.
- 53) 同上, 69頁.
- 54) 同上, 70頁.
- 55) 同上, 70頁.
- 56) 同上, 82頁.
- 57) 同上, 82頁.
- 58) 同上, 82-83頁.
- 59) 同上, 83頁.
- 60) 同上, 83頁.
- 61) 同上, 94頁.
- 62) 伊藤文一『皇国の道と国民学校-其の理念・性格・実践-』三井出版商会 1943年, 51-52頁.
- 63) 井上兼一「国民学校の低学年教科書の編纂に関する一考察-『教科書調査会』に着目して-」『教育方法学研究』第31巻2005年.

**付記:** 本稿の執筆にあたり, 引用文の漢字は旧字体を新字体にあらためて表記した.

**謝辞：**

史料蒐集に際して、一般社団法人茗溪会の高野力様をはじめ職員の皆様に格別の便宜を賜る機会を得ました。史料の閲覧また茗溪会の由来や組織についてご教授いただき、誠にありがとうございます。

本稿は、平成27年度津田学術振興基金の研究助成を受けた成果の一部である。予算の管理と執行については、石橋真由美氏と池山幸志氏にその労をとっていただきました。所蔵調査に際しては、本学附属図書館の職員諸氏にお世話になりました。末筆ながら、関係各位に対して心より御礼申し上げます。